

令和5年度秋田県犯罪被害者等支援推進会議 議事概要

日 時：令和5年8月1日（火） 午後1時30分～午後2時55分

場 所：議会棟大会議室

1 出席者

○秋田県犯罪被害者等支援推進会議委員（敬称略） 6名

西 野 大 輔 弁護士 西野法律事務所

寺 田 幸 弘 秋田大学医学部教授

齋 藤 和 樹 日本赤十字秋田看護大学准教授

栗 林 直 弘 公益社団法人秋田被害者支援センター専務理事

藤 村 恵 子 交通事故被害者御遺族

藤 原 健 一 秋田市市民相談センター所長

※泉谷委員は所用により欠席。

○秋田県

渡部生活環境部参事、石川県民生活課長、県民生活課、地域・家庭福祉課、

医務薬事課、雇用労働政策課、建築住宅課、

義務教育課、高校教育課、生涯学習課、総合教育センター、

警察本部広報広聴課、警務課犯罪被害者支援室、生活安全企画課、人身安全対策課、

刑事企画課、組織犯罪対策課、交通企画課、交通指導課、運転免許センター

※長寿社会課、障害福祉課、捜査第一課は所用により欠席

2 秋田県生活環境部参事あいさつ

県では、「第4次犯罪被害者等支援基本計画」に基づき、「犯罪被害者等が必要な時に必要な場所で適切な支援を途切れなく受けられる社会」と「県民理解による尊重と配慮がなされる安全安心な社会」の実現を目指し、各施策を推進している。

このうち、犯罪被害者等に対する県民の理解を深める取組として、「犯罪被害を考える日」啓発キャンペーンの実施、11月25日に秋田市の秋田拠点センターアルヴェにおいて「犯罪被害者週間・県民のつどい」を開催予定のほか、「あきた性暴力被害者サポートセンター」において、性暴力被害に遭われた方の気持ちに寄り添った支援を行っている。

また、4月1日に開所した「秋田県子ども・女性・障害者相談センター」では、中央児童相談所、女性相談所、福祉相談センター、精神保健福祉センターの4機関が統合したメリットを生かし、各部門の連携により、複雑で多様な相談に、柔軟かつ的確に対応できるよう努めている。

今後とも、国や市町村、警察、支援機関、団体等と連携を図りながら、犯罪被害者等の方々を県民全体で支える地域社会づくりに取り組んで参るので、皆様には一層の御協力をお願い申し上げます。

本日の会議では、「第4次秋田県犯罪被害者等支援基本計画」の令和4年度の支援施策の実施状況等について、御審議いただくこととしている。

委員の皆様からは、忌憚のない御意見をお願い申し上げます。

3 会長及び会長代理について

今年度、任期満了による委員改選があったため、秋田県犯罪被害者等支援条例第 22 条に基づき、秋田県犯罪被害者等支援推進会議の会長及び会長代理を以下の者に選任した。

会 長：齋 藤 和 樹

会長代理：西 野 大 輔

4 議 事

(1) 第 4 次秋田県犯罪被害者等支援基本計画の令和 4 年度実施状況及び評価について

第 4 次秋田県犯罪被害者等支援基本計画で定めた県の支援施策について、資料に基づき、令和 4 年度の実施状況と自己評価等を説明。(略)

藤原委員	刑法犯の認知件数について、平成 30 年以降減少しているが、特殊詐欺は連日のように報道で被害を目にする。ATM に誘導して料金の振り込みやネット銀行を利用するなど、劇場型詐欺が発生している。振込やカードだけでなく仮想通貨を使った取引など、いろいろな手口が次々と出てきている状況である。詐欺の被害は決して減っているものではないと感じるが、詐欺被害の件数はどんな状況か。
組織犯罪対策課	特殊詐欺の被害は増加している状況である。手口について、電話で市役所や警察署職員を語ってキャッシュカードを騙し取ったり、携帯電話等がウイルスに感染し、解除するために電子マネーを購入させ、利用金額を騙し取られたりするなど様々な手口による被害が発生している。実際に、訪問型の詐欺でキャッシュカードを騙し取り、当県から逃走する途中で検挙されていることもある。
県民生活課長	特殊詐欺の件数について、令和 4 年度の件数が 66 件、令和 3 年度が 45 件、令和 2 年度が 41 件、令和元年度が 38 件と増加している。
藤原委員	被害件数が増えていることが数字にも表れているが、大事なことは被害の大きさである。数万円程度で済んでいるものもあるが、場合によっては数 10 万円から数 100 万円のものもあり、今年に関しては 2,900 万円の被害も発生している状況である。最近の詐欺の手法として、自分の姿を消し、SNS 上でのものが非常に多く、あるいは海外からの犯行と思われるものが非常に目立っている。中々検挙に至らないケースや被害回復がほぼ無理なケースが非常に多い気がするが、その対策について教えていただきたい。
生活安全企画課	当県では特殊詐欺のうち、特に架空料金請求詐欺の割合が非常に高い特徴がある。高齢化が進んでいるが、被害者は高齢者だけでなく、あらゆる世代が被害に遭っている。そのため、被害防止のために、高齢者に限らずあらゆる世代に対して啓発活動を実施していると同時に、架空料金請求詐欺

の中で、特に被害の割合が多い電子マネー被害について、コンビニエンスストアと連携した被害対策も実施している。また、令和5年度からはNTTと連携し、ナンバーディスプレイを無償で提供する対策の周知や、最近であれば総理のメッセージや闇バイトはバイトではないといった発信を、SNSを活用し広めている。あらゆる世代に対し、あらゆる媒体を活用し、高齢者に対しては、個別の巡回連絡を通じた注意喚起といった対策を継続して行っているところである。

藤原委員 いろいろな年代に対し様々な媒体を使って呼びかけることは必要不可欠と考える。今後とも細やかな情報発信をしていただくようお願いする。

寺田委員 人口が急速に減少し、高齢化が上昇しているため、被害を受ける方々の分布も変化してきていると思うが、それらの変化について、どのように評価しているのか、もし考えがあれば伺いたい。

生活安全企画課 被害が発生している手口が何かを確認して対策を行うため、年齢や人口だけではなく、被害の発生状況に応じて対策を行っている。広報啓発の仕方については、高齢者の方々であれば防犯講話等の場に出てくるのも限られた人であるため、巡回連絡等で直接広報啓発活動を実施し、若い方々であればSNS等を活用した広報啓発の方法を検討して行っている。

寺田委員 高齢者の方への注意やケアが不足しているから犯罪や交通事故に遭うような急激な変化はないか。

生活安全企画課 昔からある手口について、未だに被害に遭う方が多いため、しっかり伝わっていないことが考えられる。

栗林委員 大半の方々は、自分に限って被害に遭うことはないという前提で日常生活を送り、当然、趣味の旅行などと違い、自分から被害者支援そのものに関して、ネットで情報収集することはないと考えているところである。当方では、イベント等を活用し、リーフレットやパンフレットの配布やFM樺台で「心の架け橋」を毎月1回放送、賛助会員の募集等を通じて、被害者支援の必要性を広報している。そうした中で、昨年度、資料にある名刺大のカードを見て相談してきていただいた方が1件あり、そうした相談があれば我々の方で必要な支援に繋ぐことが出来ると考えているところである。被害者支援を県民の方々が身近に感じてもらえるような広報方法があれば、教示願いたい。

生活環境部参事 被害者支援の分野は中々光が当たりにくく、誰もが被害者になり得ることや関係することがイメージ出来ない分野である。県としては、個別の事案が発生した場合は、「ほっとハートあきた」や県警での対応となるが、イメージが出来ていない人たちに、何かあった場合に、相談できる場所があ

り、支援が受けられるといった情報が頭の片隅にでも残っていただけるような広報を粘り強く取り組んで行きたいと考えている。イメージを残すためには、新たなことに取り組み、注目を浴びることもあるが、まずは今できることを着実に推進し、効果がますます上がるようにすることを考えている。また、先ほど県警の方から説明があったが、犯罪の手口は年々変わっていくため、その情報等を県警からもらいながら、広報にあたっては実態に則したものや若干先を見越したことも考えてやっていければと考えている。

西野委員

児童虐待に対する相談対応の充実についてうかがいたい。児童に関するフリーダイヤルの電話相談を365日24時間体制で開設しているとのことだが、「ほっとハートあきた」のように国のコールセンターを活用して実施しているのか、体制を教えていただきたい。また、相談を受けた後に、県の各児童相談所に情報がどう伝わっていくかご教示いただきたい。

地域・家庭
福祉課

フリーダイヤルの相談体制について、会計年度職員を雇用し、センターに配置している。日中、夜間に職員を配置し、トータル6名で対応している。専門的な相談も対応出来る方々であり、虐待の相談があった場合は、すぐに南北児童相談所、センター所管であれば、センターの職員に対し連絡する体制である。

藤村委員

手記第4集を書かせていただいたが、交通事故の手記を通して、交通事故の悲惨さや残された遺族の苦しみや悲しみを多くの方に知っていただき、交通安全に対して考え直すきっかけになればと考える。

(2) 令和5年度支援事業について

令和5年度犯罪被害者支援事業について、資料に基づき説明。(略)

寺田委員

女性相談所において、特定妊婦の受け入れや相談等に対応いただき感謝申し上げます。病院等との連携において、御要望があればお伝えするが、いかがか。

地域・家庭
福祉課

特定妊婦については、市役所や町役場の母子保健の保健師が把握していることが多く、基本的にはそこから情報を取れるように要保護児童対策地域協議会(「要対協」)を活用しながら行っており、その中で医療的な知見が必要であれば先生方から御意見をいただくような形でやっているため、特に要望はない。

(3) その他

最後に、全体を通してこれまで実施した県の支援施策等についての意見等を伺った。

藤原委員	県の犯罪被害者支援のWEBページに、「各市町村の見舞金支給制度にかかる条例」を掲載しているとのことだったが、すぐには見つけられなかった。犯罪被害者等支援のページでは、全ての項目が時系列順に並べられているが、イベントや委員募集などのトピック的なものと制度や相談先などのお知らせが一緒になっている。また、この見舞金支給制度条例の項目のタイトルは、「市町村の犯罪被害者等支援について」となっており、「見舞金」や「条例」というキーワードがなかったため、探しにくかったものと思われる。内容を整理したり、各項目にはキーワードとなる言葉を入れるなど、工夫していただきたい。
県民生活課長	被害に遭われた方がすぐに見つけられる視点を持ちながら、工夫して広報活動を行っていく。
栗林委員	被害者支援センターの業務の取扱いの状況について説明をさせていただく。ここ3年間の取扱いの実績件数について、電話相談件数が令和2年は98件、令和3年は56件、令和4年は44件である。44件の内訳について、性的被害が4件、暴行・傷害が4件、交通事故が7件、窃盗が5件、詐欺1件、その他23件となっている。相談者の男女別について、男性が17件、女性が27件という状況である。このような相談業務を通じて、面接に至ったものは令和4年度は2件、直接支援は病院等への付添が11件であった。また、令和3年度は物品の貸与が2件、特別補助が2件あったが、令和4年度はなし。令和5年度当初において、県警から情報提供を受け、強制性交の関係で産婦人科、心療内科への受診の医療支援を実施している。
齋藤会長	以上、各委員からいただいた意見等については、事務局で検討して、今後の施策に反映していただきたい。

(以上)

